



高めよう 地域協働の力！ 多面的機能支払交付金

群馬県水土里保全協議会通信

H31.2 NO.15

事業実施期間を終える活動組織の皆様へ

事業実施期間終了にあたり、 次のことを確認してください。

- ① 地域資源保全管理構想は策定されていますか。
- ② 交付金の精算が必要となります。
- ③ 活動を継続する場合は事業計画の再認定が必要となります。

■発行 群馬県水土里保全協議会

〒371-0844

前橋市古市町2丁目6番地4(群馬県土地改良事業団体連合会)

Tel:027-251-4105 Fax:027-251-4139

URL <http://www.nouti-mizu-gnm.jp/>

HPに詳しい情報がありますので、ご覧ください。

群馬県水土里保全協議会

検索



①地域資源保全管理構想の策定

- 農地維持支払交付金を受けている組織は、活動期間中に地域資源保全管理構想を市町村に提出する必要があります。農地、農業用施設をどう管理していくか組織内で話し合い、構想をつくりましょう。

※策定していない組織は交付金の返還となります！！

地域資源保全管理構想の項目

1. 地域で保全管理していく農用地および施設
2. 地域の共同活動で行う保全管理活動
3. 地域の共同活動の実施体制
4. 地域農業の担い手育成・確保
5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

※群馬県水土里保全協議会HPに様式が掲載してあります。

②交付金の清算

- 平成30年度末に交付金に残額があれば、市町村に返還します。
- ただし、活動を継続する組織は、年度当初の活動に必要な額を残すことができ、その残額を市町村に返還します。

返還金について

返還金は利子がつかないよう、当座預金などでの保管をお願いします。

持越金について

・事業実施期間終了に伴う清算なので、長寿命化交付金の持越はできません。

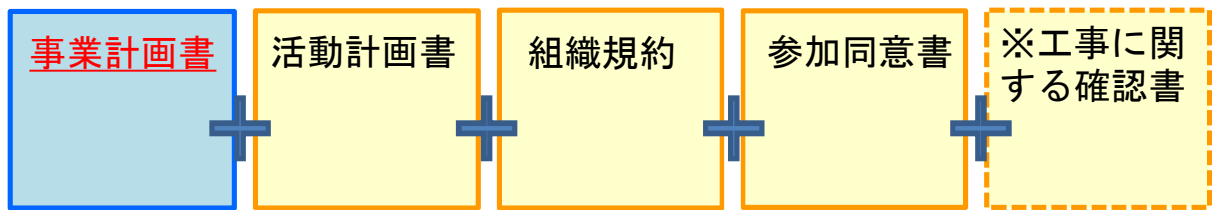
・持越金は年度当初(4月～6月)に必要な活動資金であり、年度交付額の3割程度を上回らないようにと国から通知されています。

・持越する場合は、実施状況報告書に使用用途を必ず記載しましょう。

③事業計画の再認定

- 継続して活動に取り組む組織は、新規組織と同様に法律に基づく事業計画を作成して新たに市町村の認定を受ける必要があります。

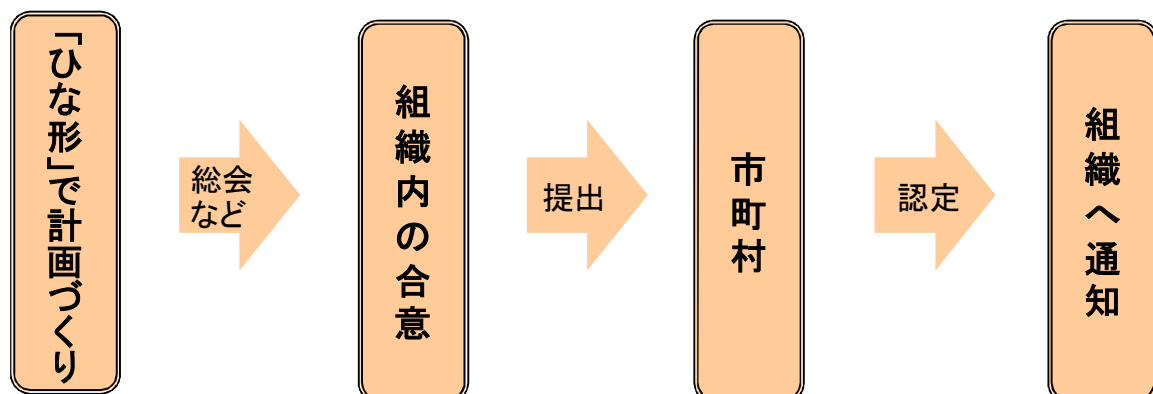
- 次ページの事業計画書の「ひな形」に必要事項を記載し、活動計画書等を添付します。



※市町村以外の施設を対象にして工事をする場合

- 平成31年度から、活動計画書、参加同意書は新しい様式へ変更されますので、新様式での作成となります。規約についても、適宜見直しましょう。
- 新様式については、国から通知があり次第、群馬県水士里保全協議会HPに掲載します。又は市町村に問い合わせをお願いします。

- 次の流れで、事業計画の認定を受けましょう。



※組織内の合意（総会等）までに、計画が新様式で作成ができない場合は、旧様式の計画で合意をとっておきましょう。
※早めに事業計画書をつくりましょう。

青字 は個別に記載していただく箇所です。

(様式第6－5号)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事業計画（案）

平成〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇〇地域保全会 印

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

(例) 本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保管理することが必要である。

2. 目標

(例) 1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して、農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

(注) 市町村と相談し、地域の特色を踏まえて記載してください。

(注) 活動内容を踏まえて記載してください。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類(実施するものに○印を付すこと。)

1号事業（多面的機能支払交付金）

(注) 活動内容に合わせて記載してください。

☐	法第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動(以下「イの活動」という。)(農地維持支払交付金)
☐	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動(以下「ロの活動」という。)(資源向上支払交付金)
	2号事業(中山間地域等直接支払交付金)
	3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)
	4号事業(その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業)

② 実施区域

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書(以下「活動計画書」という。)(別添1)実施区域位置図」のとおり。

(2) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 実施区域内の農用地、施設」並びに「(別添1)実施区域位置図」のとおり。

(3) 活動の内容

イ イの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「(1) 農地維持支払」に記載のとおり。

ロ ロの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「(2) 資源向上支払(共同)」及び「(3) 資源向上支払(長寿命化)」に記載のとおり。

(注) 活動内容に合わせて記載してください。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

4 農業者団体等の構成員に係る事項

別添活動組織規約の「(別紙)構成員一覧」のとおり

(注) これは多面的機能支払のみに取り組む場合の記載例です。

中山間地域等直接支払など、他の事業にも一緒に取り組む場合は、必要事項を書き加えます。

詳細は、最寄りの市町村にご相談ください。